

「南海トラフ地震臨時情報」発表時における事前避難等について（案）

災害対策課
令和元年 11 月 5 日

1 基本的な考え方

県では、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された際に、被害を軽減するために、事前避難が必要となる地域の住民に対して、適切な防災対応を働きかけることとしています。また、事前避難を必要とする方に対して、避難を呼びかけることとしています。

このような中、現時点での事前避難対象地域の設定の考え方、事前避難を呼びかける対象は次の通りと考えています。

（注）

今回のように、災害発生に備えて 1 週間以上の「事前避難」を実施するのは、新しい取組であり、住民等を含めた適切な啓発が必要です。

台風接近前に短期間の事前避難を実施しているケースはあるので、県としても、今回の事前避難に関する必要性、重要性等を説明し、住民間に浸透していくよう、関係機関で取り組んでいきたいと考えています。

（1）事前避難対象地域（住民事前避難対象地域、高齢者等事前避難対象地域）の設定について

国の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に基づく「事前避難対象地域（住民事前避難対象地域、高齢者等事前避難対象地域）」については、後発地震が発生してからでの避難では、津波の到達までに避難が間に合わない恐れがある地域を市町が定めることとなっており、国のガイドラインを参照しつつ、次の考え方を基本に設定することが考えられます。

①30 cm以上の浸水が地震発生から 30 分以内に生じる地域のうち、津波到達までに津波避難タワー等へ避難できる地域を除いた地域。

②30 cm以上の浸水想定区域のうち、後発地震発生後、津波到達までに津波避難タワー等へ避難できる地域や浸水想定区域外に避難できる地域を除いた地域。

（注）上記①②のいずれの地域においても、健常者と要配慮者等とでは逃げるスピードも異なり、また、要配慮者のうち、介護を必要とする場合とそうでない場合などで避難の対応も異なる（例えば、介護している家族全員と一緒に避難をする等）ことから、それぞれの実情を踏まえた地域設定が必要です。

なお、事前に避難すれば、安全性を大きく高めることができるわけであり、避難しておくことが望ましい範囲はどこかという観点で検討したうえで、校区や自治会単位で設定することが望ましいと考えます。

(2) 事前避難の呼びかけについて

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、後発地震の発生に備え、県では事前避難が必要な県民等に対して、避難を呼びかけることとしています。具体的な対象者等は下記のとおりです。

①事前避難対象地域にお住いの県民等

上記（１）の「事前避難対象地域」を参照

②30 cm以上の浸水想定区域内にお住まいで移動等が困難な要配慮者等^{※1}

津波避難タワーや避難場所での一時的な避難に関しては、移動等が困難な要配慮者等の場合、タワー等へいったん避難したうえで、地震到来後に浸水想定区域外の親せき、知人宅または（福祉）避難所等へ移動するよりは、最初から親せき、知人宅または（福祉）避難所へ避難するほうが、安全性を大きく高めることができると考えます。このため、30 cm以上の浸水想定区域内にお住まいの移動等が困難な要配慮者等については、一時的な避難ではなく、事前に親せき・知人宅や（福祉）避難所等へ避難するよう呼びかける必要があると考えます。

（注）上記（１）の「事前避難対象地域」にお住まいの方を除く。

（※1）

移動等が困難な要配慮者等とは、重篤な病気や障がい等をお持ちで、ご自宅で介護を受けられている方などをさします。

地域の「共助」により、移動を助け合える場合などは、対象外となります。

③耐震性の不足する住宅にお住まいの方

耐震性の不足する住宅は、揺れで建物が倒壊する危険性が高く、健常者であっても、避難が難しいことから、被害を軽減するために事前に避難するよう呼びかける必要があると考えます。

④地震で突発的に斜面崩壊が発生した際に、著しい被害が発生する恐れのある範囲等にお住まいの方

地震時に発生する土砂災害については、国のガイドラインでは、現在の技術では人的被害の発生リスクが高い地域を絞り込むことが困難であるとしているところですが、地震に伴う土砂災害の不安がある県民は、あらかじめ安全なところへ避難することが望ましいと考えます。

2 避難所・福祉避難所の確保等について

避難先については、安全が確保された親せきや知人宅等を基本としつつ、

それ以外の方のために各自治体内の避難所、福祉避難所を設定し、確保する必要があります。また、滞留旅客や、避難を呼びかけることとした対象者以外の方も避難することが推定されます。

そのほか、自治体内での対応が困難な市町においては、市町域を越えた広域避難の検討も必要となります。

なお、事前避難が必要な状況では、当該地域で災害が発生していないことが前提となりますので、自動車等での避難が想定されます。このため、駐車場の確保、交通整理などへの対応が必要であるとともに、事前避難対象地域では、公共交通機関が運休になることも想定されるため、バス等の手配など、移動の支援の検討も必要と考えます。

あわせて、避難の呼びかけが1週間となっているものの、避難者の中にはその後も避難を継続したいという要望があることも想定して、避難所の閉鎖等についての考え方もあらかじめ整理しておく必要があると考えます。

3 その他

上記で示した対象者等は、少なくとも事前の避難を検討すべきと考える方々であり、それ以外の方は避難をしなくてもよいということではありません。個々の状況に応じて、身の安全を守るための防災対応の検討を促していくことが必要と考えています。